

制裁規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本女子ソフトボールリーグ機構(以下「この法人」という。)リーグ規約第106条に規定する制裁に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(チェアマンによる制裁及び調査)

第2条 チェアマンは、リーグ会員又はリーグ会員に所属する個人(選手、監督、コーチ、役員その他の関係者を含む。以下同じ)が、本規約または本規約に付随する諸規程に違反したときは、制裁を科することができる。

2 チェアマンは、前項の制裁を科すに際し、自ら、又は裁定委員会、若しくは関連する専門委員会に委任して、事実関係の調査を行うことができる。

3 前項の調査の対象となったリーグ会員、又はリーグ会員に所属する個人は、当該調査に協力しなければならない。

(制裁の種類)

第3条 リーグ会員に対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。

①けん責 始末書を取り、将来を戒める

②制裁金 1件につき500万円以下の制裁金を科す

③負け数の増 勝率の計算に際して、1件につき1試合負けを追加する

④除名 リーグから除名する(但し、総会において正会員現在数の4分の3以上の多数による議決を要する)

2 リーグに所属する個人に対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。

①けん責 始末書を取り、将来を戒める

②制裁金 1件につき50万円以下の制裁金を科す

③出場の停止 無期限又は違反行為1件につき、1年以内の期限を付して、公式試合への出場権を剥奪する

④公式試合に関わる職務の停止 一定期間、無期限又は永久的な公式試合に関わる職務の全部、又は一部の停止

(裁定委員会への諮問)

第4条 チェアマンは、前2条による制裁の種類、及び内容に関し、裁定委員会に諮問し、その答申に基づき制裁を決定する。

(制裁金の納付と配分)

第5条 制裁金は、チェアマンによる制裁金の決定後、30日以内にリーグの指定する方法によ

り納付しなければならない。

2 納付された制裁金は、理事会が決定する方法により取り扱う。

(制裁金の合算)

第6条 同時に複数の違反行為が制裁金の対象となったときは、各々について定められた制裁金の合算額をもって制裁金の金額とする。

(他者を利用した違反行為)

第7条 他の者をして、違反行為を行わせたリーグ会員、又はリーグ会員に所属する個人には、自ら違反行為を行った場合と同様の制裁を科すものとする。

(両罰規定)

第8条 リーグ会員に所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して制裁を科すほか、その個人が所属するリーグ会員に対しても制裁を科すことができる。但し、当該リーグ会員に過失が無かったときは、この限りではない。

(違反行為の重複による加重)

第9条 同種の違反行為を重ねて行ったときは、その違反行為について定められた制裁金の金額の2倍以下の範囲内において、制裁金の金額を加重することができる。

(酌量減輕)

第10条 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その制裁金の金額を減額することができる。

2 前条により加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、2022年3月1日から施行する。